

山形県における部活動改革に係る基本的な考え方について

1 部活動の位置づけ

部活動は、学習指導要領において、教育課程外の学校教育活動として位置付けられ、生徒の自主的、自発的な参加による活動であることが示されていることから、任意加入が前提とされている活動である。

2 部活動改革の目的

生徒にとって望ましいスポーツ環境

- ・自分の希望するスポーツを地域で自由に選択できる環境
- ・自分の目標や競技力等に応じた団体が満足できる活動(場所・人数・頻度等)ができる環境
- ・専門的な指導者から指導を受けることができる環境
- ・様々な種目を体験できたり、休日は休養日としたりすることを選択できる環境等々

教員の働き方改革

- ・教員が休日に部活動指導に携わらない環境づくり
- ・休日のスポーツ指導を希望する教員は兼職兼業届により指導することができる

両立

3 休日の部活動の考え方

部活動は平日のみとし、休日は原則行わない。(中体連主催大会等へ学校単位での参加を除く)。

4 休日のスポーツ活動

- (1) 休日の活動は活動を希望する生徒の自主的な活動。
- (2) **休日の活動を希望する生徒は、地域での新たな活動としてクラブ等に所属するなど、自由に選択して活動する。**
- (3) 各市町村は部活動改革を検討する組織において、休日に活動することを希望する生徒のために、活動している部活動の種目を中心に、休日にも活動できる環境整備について、地域の特性を踏まえながら弾力的に検討していく。